

下水道汚泥焼却灰溶融スラグの利用を再開します

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場で製造している汚泥焼却灰溶融スラグ(人工骨材)については、5月の測定で放射能が検出されたことから工事現場等での利用を見合わせてきましたが、クリアランスレベルである 100Bq/kg を安定して下回っていることから安全であるものと判断し、工事現場等での利用を再開します。

1 溶融スラグ(人工骨材)の放射能濃度測定結果

製造期間 (試料発生日)	測定回数 ¹ (測定試料数)	セシウム合計値(Cs-134 及び Cs-137): Bq/kg		
		最小値	最大値	平均値
H23.4.21 ~ H23.9.12	9 回	2 3	4 4	3 6

[http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/seihai/ryuiki/sludge/rsludge.htm#1\(1\)](http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/seihai/ryuiki/sludge/rsludge.htm#1(1)) 参照

2 クリアランスレベルについて

- ・ 国の「考え方」²において、「脱水汚泥等を再利用して生産する物については、(中略)事業者等により市場に流通する前にクリアランスレベル以下になることが合理的に確保される物は、利用して差し支えない。」とされています。
- ・ 「クリアランスレベル」とは、「放射線による障害の防止のための措置を必要としないもの」³として、法令⁴で定められた値です。
- ・ このクリアランスレベルは、セシウム-134 と-137 の両方が存在する場合、それらの合計値で 100Bq/kg とされています。
- ・ なお、日本におけるクリアランスレベルは、一般個人の最大被曝量が年間 10 μ Sv (0.01mSv) 以下となるよう、算出されています。⁵

3 その他の金含有物について

- ・ 放射性物質が検出された溶融飛灰等については、金を含むことから、放射能濃度についての説明を加えた上で、売払いの入札を年内に実施する予定です。
- ・ その入札の結果、金含有物が売却できなかった場合には、それらは廃棄物として適正に処理・処分します。

- 1 : 福島原子力発電所の事故以降に製造した溶融スラグについての測定回数
- 2 : 平成 23 年 6 月 16 日 原子力災害対策本部「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」
- 3 : 昭和 32 年法律第 166 号「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 61 条の 2 第 1 項
- 4 : 平成 17 年経済産業省令第 112 号「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 第 4 項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第 2 条第 1 項
- 5 : (参考) 平成 11 年 3 月 17 日原子力安全委員会放射性廃棄物安全基準専門部会「主な原子炉施設におけるクリアランスレベルについて」

環境部生活排水課流域下水道係
(課長) 横浜寿一 (担当) 西尾文雄
電話 : 026-235-7320 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 3383
FAX : 026-235-7399
E-mail : ryuiki@pref.nagano.lg.jp